

日本語教育機関の認定等の審査手順等（案）について

※ 日本語教育機関の認定等の審査手順等については、最終的には、審査を担う中央教育審議会において決定されることとなる。

1 通則

- (1) 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号。以下「法」という。）第15条第2項等に基づき、日本語教育機関の認定等に当たり文部科学大臣へ意見を述べるための審査及び審議の運営は、ここに定めるところによる。
- (2) (1)の審査及び審議は、法、認定日本語教育機関認定基準（P）及びその他の関係法令に基づき、(1)の審査を行うために中央教育審議会（生涯学習分科会）に設置された審議体（以下「審議体」という。）が定めた、審査における確認事項（P）及び日本語教育課程編成の指針（P）を参照して行う。

2 認定の申請の審査方法

- (1) 審議体は、審議体に設置された下審査のための審議体（以下「下審査の審議体」という。）に審査を付託し、下審査の審議体から審査の議事経過及び結果の報告を受けて最終判定を行い、それに基づいて文部科学大臣に意見を述べる。
- (2) 下審査の審議体においては、書面審査、面接審査及び実地審査の方法により審査を行い、認定の可否（可、不可又は継続審査）を決する。
- (3) 審議体においては、下審査の審議体からの報告を受け、最終判定（可、不可又は継続審査）を下し、それに基づいて文部科学大臣に意見を述べる。
- (4) 審査中又は審査の結果、必要な場合には、あらかじめ定める日までに申請者に申請書又は添付書類の補充又は訂正を行わせることができる。
- (5) 申請書又は添付書類の補充又は訂正は、審議体又は下審査の審議体を構成する委員の許可なく行うことはできないものとする。
- (6) 面接審査及び実地審査は、必要に応じて行うものとする。
- (7) 審議体及び下審査の審議体を構成する委員は、審査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後においても同様とする。
- (8) 審議体及び下審査の審議体を構成する委員は、利害関係のある日本語教育機関の審査を行うことはできない。

3 書面審査

- (1) 書面審査は、1つの申請につき2名以上の委員で実施する一次審査と、下審査の審議体全体の会合で実施する二次審査とする。
- (2) 一次審査を実施する委員のうち1名を主担当とする。
- (3) 一次審査においては、文部科学省担当官の事前確認の結果を聴取したのち、申請書、添付書類その他関連資料に基づき、認定の可否（可、不可又は保留）について審査する。
- (4) 一次審査の結果、必要な場合には、2(3)に定めるところにより、二次審査の前までに申請書又は添付書類の補充又は訂正を求めるものとする。
- (5) 一次審査の議事経過及び結果は、主担当の委員が取りまとめ、二次審査の場に報告する。主担当の委員が二次審査に出席できない場合は、一次審査を担当した他の委員が、主担当の委員が取りまとめた結果を報告する。
- (6) 二次審査においては、一次審査の議事経過及び結果（面接審査又は実地審査を実施した場合には、それらの結果を含む。）を踏まえ、申請書、添付書類その他関連資料に基づき、認定の可否（可、不可又は継続審査）について審査する。
- (7) 下審査の審議体は、一次審査又は二次審査の結果、申請の根幹に係る是正が必要な場合で、申請を抜本的に見直す必要があり、審査を継続すると最終判定が「不可」となるおそれがあると認められるときに、申請者に対してその旨を伝達することができる。

4 面接審査及び実地審査

- (1) 下審査の審議体は、必要に応じて、面接審査又は実地審査を行う。
- (2) 面接審査は、書類審査の一次審査の結果に基づいて、当該一次審査を担当した委員及び文部科学省担当官が同席し、直接申請者と面接し、申請について説明を聴取することにより行う。
- (3) 面接審査の結果は、主担当の委員が取りまとめ、書面審査の二次審査の場に報告する。
- (4) 実地審査は、書面審査の一次審査の結果に基づいて、当該一次審査を担当した委員及び文部科学省担当官が同席し、実地において、申請について事実を確認し、審査する。
- (5) 実地審査の結果は、主担当の委員が取りまとめ、書面審査の二次審査の場に報告する。
- (6) 面接審査及び実地調査においては、審査を受ける日本語教育機関の設置者（法人の場合は代表者（当該審査の主担当である委員が認めた場合には日本語教育機関の担当役員。）、校長（予定者を含む。）及び主任教員（予定

者を含む。)の出席を求める。ただし、大学が審査を受ける場合で、当該大学の審査の主担当である委員が認めた場合には、校長の代理として別科等の日本語教育課程を置く組織の長が出席できることとする。

- (7) 面接審査又は実地審査の結果、必要な場合には、2(3)に定めるところにより、二次審査の前までに申請書又は添付書類の補充又は訂正を求めることとする。

5 文部科学省担当官による実地確認

- (1) 下審査の審議体は、必要に応じて、文部科学省担当官が行った申請に係る実地確認の結果について、報告を受けることができる。
- (2) 実地確認では、申請書及び添付書類に記載されている事実の確認を行う。
- (3) 実地確認の結果は、当該申請の書面審査の一次審査を担当する委員が報告を受け、審査の参考とする。

6 最終判定

- (1) 審議体の最終判定は、下審査の審議体からの報告に基づき、認定の可否(可、不可又は継続審査)について行う。
- (2) 下審査の審議体からの報告は、下審査の審議体の長がとりまとめて行い、下審査の審議体の長が審議体に出席できない場合は下審査の審議体の長が指名する下審査の審議体の委員が報告する。
- (3) 審議体は、「可」の判定を選んだもののうち、必要があると認められるものについて、留意すべき事項を付すことができる。
- (4) 審議体は、「不可」又は「継続審査」の判定を選んだものについては、その理由を付すものとする。

7 会議の議事要旨等の公開

- (1) 審査の議事要旨及び結果(認定の可又は不可)については、当該議事に係る認定手続が全て終了した後に公開する(設置者、校長、副校長及び教員等の個人に関する議事を除く)。

8 継続審議について

- (1) 「継続審査」とは、認定を「可」とすべき要件が完全には具備されていないものの、短期間にこれを是正することが可能と期待される場合を指すものとする。
- (2) 「継続審査」の判定は、1つの申請につき1回のみ行うこととする。
- (3) 最終判定において「継続審査」の判定となった申請について、文部科学大

臣が「継続審査」の判断をした場合には、次回の申請受付期限にかかわらず、当該申請受付期限までに申請があったものとして審査をすることとする。

- (4) (3)の場合において、必要な場合には、2(3)に定めるところにより、書面審査の一次審査の前までに申請書又は添付書類の補充又は訂正を求めることとする。

9 認定後の変更の届出の取扱いについて

- (1) 審議体は、認定後の変更の届出のうち、以下に掲げる事由によるものその他審議体の長が必要と認めるものは、法及び認定日本語教育機関認定基準(P)への適合性について審査し、文部科学大臣に意見を述べるものとする。
- ① 収容定員数の増加
 - ② 日本語教育課程の新設
 - ③ 日本語教育課程の変更
- (2) (1)の審査は、2から7までに準じて行う。

10 法第12条の規定による勧告及び命令並びに認定取消しについて

- (1) 法第12条の規定による勧告及び命令並びに認定取消しの是非についての審議は、文部科学大臣が法第11条の規定に基づいて認定日本語教育機関から受けた報告及び資料その他関連資料に基づいて行い、文部科学大臣に意見を述べるものとする。
- (2) (1)の審議に当たり必要な場合には、下審査の審議体による書面調査、面接調査又は実地調査を行うことができる。この場合において、これらの調査は3又は4に準じて行う。

11 その他

- (1) ここに定めるもののほか、審査の運営に関し必要な事項は、審議体又は下審査の審議体が定める。